

農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法

## (目的)

この法律は、農林漁業法人等に対する投資の円滑化を図るための特別の措置を講ずることにより、農林漁業及び食品産業の事業者の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図るとともに、農林漁業及び食品産業の事業者の事業の合理化、高度化その他の改善を支援する事業活動に対し資金供給を行い、もつて農林漁業及び食品産業の持続的な発展に寄与することを目的とする。

## (定義)

この法律において「農林漁業法人等」とは、次に掲げる法人をいう。

- 一 農事組合法人又は株式会社等（株式会社又は会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）であつて、農業を営むもの
- 二 株式会社等であつて林業を営むもの
- 三 株式会社等であつて漁業を営むもの及び漁業生産組合
- 四 農事組合法人又は株式会社等であつて、農林水産物若しくは食品の製造、加工、流通、販売若しくは輸出又はこれらを飲食させる役務の提供を営むもの（前三号に掲げるものを除く。）
- 五 農事組合法人又は株式会社等であつて、農林水産物の生産又は前号に規定する事業の合理化、高度化その他の改善の支援その他農林漁業又は食品産業の持続的な発展に寄与する認められる事業活動として農林水産省令で定めるものを行ふもの（前各号に掲げるものを除く。）
- 六 農事組合法人又は株式会社等投資育成事業」とは、次に掲げる事業をいう。

- 一 農林漁業法人等の持分、株式、新株予約権又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等を保有している農林漁業法人等に対する技術の指導を行ふ事業）
- 二 前号の規定によりその持分、株式、新株予約権又は新株予約権付社債等を保有している農林漁業法人等に対する指導の法律において「投資事業有限責任組合」とは、投資事業有限責任組合契約に関する法律

（平成十年法律第九十号）第二条第一項に規定する投資事業有限責任組合をいう。

この法律において「農林水産物」には、これを原料又は材料として製造し、又は加工したもの（次項に規定するものを除く。）であつて、農林水産省令で定めるものを含むものとする。

この法律において「食品」とは、全ての飲食物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第一百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品、同条第二項に規定する医薬部外品及び同条第九項に規定する再生医療等製品を除く。）をいう。

（事業計画の承認）

農林漁業法人等が投資育成事業を営もうとする株式会社（農林漁業法人等が投資育成事業を営む株式会社を設立しようとする者を含む。）又は農林漁業法人等が投資育成事業を営もうとする投資事業有限責任組合は、農林水産省令で定めるところにより、当該農林漁業法人等が投資育成事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、これを農林水産大臣に提出して、その事業計画が適当である旨の承認を受けられることができることとする。

事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 農林漁業法人等が投資育成事業を営む株式会社又は投資事業有限責任組合に関する事項
- 二 持分、株式、新株予約権又は新株予約権付社債等の取得の対象とする農林漁業法人等が前条第一項各号に掲げる法人のいずれに該当するかの別
- 三 持分又は株式の取得の対象とする農林漁業法人等の選定の基準、持分又は株式の取得の際の評価の基準、持分又は株式の取得の限度、持分又は株式の保有期間及び持分又は株式の処分の方法
- 四 新株予約権の取得の対象とする農林漁業法人等の選定の基準、新株予約権の内容に関する基準、新株予約権の取得の限度及び新株予約権の行使の時期
- 五 新株予約権付社債等の取得の対象とする農林漁業法人等の選定の基準、新株予約権付社債等の取得の限度及び新株予約権付社債等の償還期限に関する基準並びに新株予約権付社債についての基準並びに新株予約権付社債の内容に関する基準及び新株予約権の行使の時期

（事業計画の承認の取消し）

農林水産大臣は、第一項の承認の申請があった場合において、その事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

- 一 農林漁業法人等が投資育成事業を営む株式会社又は投資事業有限責任組合が農林漁業法人等が投資育成事業を適正かつ確実に営むことができると認められる者とする。
- 二 第二項第二号に規定する農林漁業法人等に係る農林漁業法人等が投資育成事業が当該法人等が含まれる場合にあっては、その事業計画に係る農林漁業法人等が投資育成事業が当該法人の自己資本の充実を図る上で有効かつ適切なものであること。
- 三 その事業計画に係る農林漁業法人等が投資育成事業が農林漁業又は食品産業の健全な成長発展に資するものであること。
- 四 その事業計画が当該農林漁業法人等が投資育成事業を円滑かつ確実に遂行するために適切なものであること。
- 五 その事業計画に第三項又は前項に規定する事項が記載されている場合にあっては、これらの事項が我が国農林漁業又は食品産業の持続的な発展に寄与することを確保するための必要なものとして農林水産大臣が定める基準に照らして適切なものであること。

（事業計画の変更）

前条第一項の承認を受けた者は、当該事業計画に係る同項の株式会社を含む。は、当該設立に係る事業計画を変更しようとするとき

は、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

前条第五項の規定は、前項の承認について準用する。

前項第二号に規定する農林漁業法人等が前条第一項第五号に掲げる法人が含まれる場合には外れては、前項第三号から第五号までに規定する選定の基準として、当該法人が行う事業活動の内容を記載するものとする。

第二項第二号に規定する農林漁業法人等が外国法人である農林漁業法人等が含まれる場合には外れては、同項第三号から第五号までに規定する選定の基準として、当該外国法人である農林漁業法人等が當む事業又はその行う事業活動の実施地域及び分野並びに当該外国法人である農林漁業法人等と我が国の農林漁業又は食品産業の事業者（第十二条第一項において「国内事業者」という。）との関連性を記載するものとする。

農林水産大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、その事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、当該承認会社又は当該承認組合の無限責任組合員に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（報告の微収）

農林水産大臣は、第三条第一項の承認を受けた株式会社（同項の承認を受けた者の設立に係る同項の株式会社を含む。以下「承認会社」という。）又は同項の承認を受けた投資事業有限責任組合（以下「承認組合」という。）の無限責任組合員に対し、農林漁業法人等が投資育成事業の実施状況について報告を求めることができる。

前条第二項第一号に掲げる事業に係る手数料

（改善命令）

農林水産大臣は、承認会社又は承認組合が第三条第一項の承認に係る事業計画（第四条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認事業計画」という。）に従つて農林漁業法人等が投資育成事業を営んでいないと認めるときは、当該承認会社又は当該承認組合の無限責任組合員に対し、その改善に必要な措置を相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（株式会社日本政策金融公庫法の特例）

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七条）第十一條に規定する業務のほか、農林漁業法人等に対する民間の投資を補完するため、承認会社又は承認組合が承認事業計画に従つて農林漁業法人等が投資育成事業を営むのに必要な資金の出資の業務を行うことができる。

前項に規定する資金の出資は、当該出資に係る農林漁業法人等が投資育成事業からの配当の支払を可能とする利益の発生が確実であると認められる場合に限り、農林水産大臣及び財務大臣の認可を受けて行うことができるものとする。

第一項の規定により株式会社日本政策金融公庫が行う同項に規定する資金の出資についての認可を受けて行うことができるものとする。

株式会社日本政策金融公庫法第十一條第一項第六号、第十二条第一項、第三十二条第一項第一号口、第四十一条第二号、第五十八条、第五十九条第一項、第六十四条第一項第四号及び第七

九条第一項の規定により株式会社日本政策金融公庫が行う同項に規定する資金の出資についての認可を受けて行うことができるものとする。

前項に規定する資金の出資は、当該出資に係る農林漁業法人等が投資育成事業からの配当の支払を可能とする利益の発生が確実であると認められる場合に限り、農林水産大臣及び財務大臣の認可を受けて行うことができるものとする。



(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十八条、第二十九条第一項及び第三項、第三十条から第四十条まで、第四十七条（都道府県農業会議及び全国農業会議所の役員に係る部分に限る。）、第五十条、第一百九条並びに第一百十五条の規定 公布の日（以下「公布日」という。）

（罰則に関する経過措置）

**第一百四条** この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

**第一百五条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則（令和三年四月二八日法律第二六号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（農業法人投資育成事業に関する経過措置）

**第二条** この法律の施行前にこの法律による改正前の農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（以下この条において「旧法」という。）第三条第一項の規定により承認を受けた事業計画（旧法第四条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの）は、この法律による改正後の農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（次項において「新法」という。）第三条第一項の規定により承認を受けた事業計画とみなす。

2 この法律の施行前にされた旧法第三条第一項又は第四条第一項の規定による承認の申請であつて、この法律の施行の際、承認をするかどうかの処分がされていないものは、それぞれ新法第三条第一項又は第四条第一項の規定による承認の申請とみなす。